

農地法第3条許可申請の必要書類

必要書類	提出部数
許可申請書（様式1・様式2、様式5） すべての申請者が提出	2
申請地に使用収益権の設定をしようとする場合のみ提出 許可申請書（様式3）	2
農地所有適格者法人以外の法人でその者の業務の運営に必要なものとして権利の設定をする者（地方公共団体・医療法人・社会福祉法人・農業協同組合）など、特殊事由による申請者のみ提出 許可申請書（様式4）	2
農地所有適格法人のみ提出 許可申請書（様式6）	2
申請地の土地登記事項証明（全部事項証明書に限る） 申請日より3か月以内のもの	正本1
申請地の相続権者が未登記の場合 遺産分割協議書の写し・戸籍謄本・印鑑登録証明書・住民票	各1
住民票謄本 譲受人（被設定人）の世帯全員	1
国籍確認ができる書類（所有権移転する場合のみ） 戸籍抄本、住民票の写し（本籍地記載のもの）、在留カード、在留資格認定証明書（写しの場合には原本証明付き）等を提示もしくは添付 提示の場合は、申請時にコピーを取らせていただきます。	1
申請地の位置図（1/10,000程度）	1
申請地及び付近の地番を表示する図面（地籍図） 法務局の証明がないものは、取得日、取得方法を記入し、取得者の記名押印	1
誓約書 （自書又は記名押印）	1
報告書 農業委員会事務局へ提出（自書又は記名のみ）	1
代理人が申請する場合 委任状	1
申請者が法人である場合 「定款の写し（原本証明あり）」、「寄付行為の写し（原本証明あり）」、「登記事項証明書（全部事項証明書）」のうちいずれか 登記事項証明書の提出部数の内訳は原本1部、写し1部です。	1
譲受人（被設定人）の住所が大阪狭山市外にある場合 耕作証明書（原則、住所地の農業委員会で取得） 住所地から申請地までの経路図	各1
申請地に使用収益権を設定する場合 賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し	1
申請者が農地所有適格法人である場合 組合員名簿又は株主名簿の写し 農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社が構成員である場合、構成員が承認会社であることの証明書、その構成員の名簿 関連事業者が構成員である場合は、構成員と農地所有連絡	各1

- （注意事項）1 添付書類は申請日より3か月以内のものに限ります。
2 上記以外に書類が追加される場合がありますので事前にご相談ください
3 申請時に本人確認を行いますので、裏面をご覧ください。

○農地法関係書類の押印欄の廃止に伴う本人確認の実施について

大阪狭山市農業委員会では、農地法に基づく申請書等の押印を廃止しています。

申請書類は、自署または記名いただくことで申請が可能です。

なお、手続きの際にはご本人の意思確認が必要となるため、以下のとおり本人確認を実施します。

1 本人確認の方法について

申請の際に、来庁される方の有効な本人確認書類をお持ちください。

窓口に来られない申請人がいる場合はその者の本人確認の写しをご提出ください。

1点のみの提示で良いもの

- ・官公庁が発行した、顔写真付き身分証明書
運転免許証・マイナンバーカード・パスポート、障がい者手帳など

2点以上の提示が必要なもの

- ・官公庁が発行した、本人の氏名及び住所が記載されたもの
資格確認書、年金手帳など

法人の場合

- ・法人の所在地が記載された、社員証または法人の従業員であることがわかるもの
- ・行政書士事務所等
会員証や事務所の補助者または職員である旨の身分証明書

代理人の場合

- ・委任状、代理人の本人確認証及び申請者全員の本人確認証の写しを添付してください。
- ・委任状は、自書又は記名押印された書類での提出をお願いします。

2 押印を廃止した手続き

申請書に押印がされていても手続きに支障は生じません。

- ・農地法第3条の規定による許可・届出
- ・農地法第4条の規定による許可・届出
- ・農地法第5条の規定による許可・届出
- ・事業計画変更承認許可申請書(4条・5条)
- ・農地法第18条の規定に基づく許可申請書
- ・農地法第18条第6項の規定に基づく届出書
- ・その他農地法に基づく申請

3 注意事項

- ・押印が省略された申請書に補正事項等があった場合は、原則、書類の差し替えによる対応となります。
- ・許可書等の窓口交付時は、受領印が必要となります。